

復興大臣 渡辺 博道 様

双葉町の復興に向けた重点要望について
(要 望 書)

平成30年12月

福島県双葉町長 伊澤 史朗

福島県双葉町議会議長 佐々木 清一

双葉町の復興に向けた重点要望について

双葉町が、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により全町避難を強いられてから、すでに7年8ヶ月が経過いたしました。町の96%が帰還困難区域に指定され、そこでの活動が大きく制限されている中、いまなお約7千人の町民は、全国各地で不自由な避難生活を強いられております。こうした全国に避難している町民の声に応え、町民の生活再建と町の復興を進めていくことが求められています。

こうした中、双葉町では、平成28年12月に復興まちづくりに関する総合計画として策定した、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」に基づき、町の復興・再興に向けた取組みを進めており、平成29年9月に「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定を受けたことにより、その取組みの一層の加速化を図りたいと考えておりますが、廃炉まで30年とも40年ともいわれる福島第一原子力発電所を抱え、さらには、福島復興のため中間貯蔵施設建設を苦渋の判断で受け入れたという厳しい状況の中、双葉町の復興・再興の実現には、財源の長期確保をはじめ、国による特段の支援が不可欠です。

そこで、本日は、町の復興から町民の生活再建まで、多岐に渡る課題のうち、特に重点的な取組みをお願いしたい事項について、次のとおり、要望いたしますので、平成31年度予算等に向け、特段の措置を講じられますよう、お願い申し上げます。

最重点要望項目

I. 総論関係

1. 復興財源と国の支援体制の長期的な確保【復興庁、総務省、財務省】
2. 町の方針を最大限踏まえた、避難指示解除に向けた取組みの実施等
【復興庁、内閣府原子力災害対策本部、環境省、原子力規制委員会】
3. 「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に記載された取組みの実現に向けた支援の充実【復興庁】
4. 帰還困難区域の風評対策の徹底
【復興庁、内閣府原子力災害対策本部、原子力規制委員会】
5. 特定復興再生拠点区域外の荒廃抑制に向けた取組み
【復興庁、内閣府原子力災害対策本部】
6. 特定復興再生拠点区域の段階的かつ確実な拡大と、帰還困難区域全域の帰還環境整備・避難指示解除に向けた取組みの継続
【復興庁、内閣府原子力災害対策本部】

II. 「まちの復興」各論関係

7. 双葉町の「働く拠点」の整備及び企業立地推進等に向けた取組みへの支援
【復興庁、内閣府原子力災害対策本部、経済産業省】
8. 双葉町の「住む拠点」の早期整備に向けた取組みへの支援
【復興庁、内閣府原子力災害対策本部、国土交通省、環境省】
9. 民間による復興まちづくりの担い手組織への支援強化とその長期継続
【復興庁】
10. 双葉町内の速やかかつ計画的な解体・除染の実施・廃棄物の処理等
【復興庁、内閣府原子力災害対策本部、環境省】

1 1. 基幹道路の早期整備等

【復興庁、内閣府原子力災害対策本部、国土交通省】

1 2. 営農再開に向けた取組みへの支援等

【復興庁、内閣府原子力災害対策本部、農林水産省】

Ⅲ. 「ひとの復興」各論関係

1 3. 町民の被害実態に即した賠償の実施と生活再建支援等

【復興庁、文部科学省、経済産業省】

1 4. 避難者に対する高速道路の無料措置の延長について

【復興庁、国土交通省】

1 5. 町民が安心できる医療・福祉施策の支援継続・充実について

【復興庁、厚生労働省】

1 6. 町商工事業者の事業再開に係る支援等

【復興庁、経済産業省】

1 7. 住宅用地に対する固定資産税の特例の適用

【復興庁、総務省】

Ⅳ. その他関係

1 8. 福島第一原子力発電所の安全かつ着実な廃炉の推進

【復興庁、経済産業省】

1 9. 中間貯蔵施設に係る対応

【復興庁、環境省】

2 0. 町有財産（土地・建物）に対する実態に見合った損害賠償の迅速・確実な実施

【復興庁、経済産業省】

2 1. 復興に向けた人的支援等について

【復興庁、総務省、経済産業省】

最重点要望

I. 総論関係

1. 復興財源と国の支援体制の長期的な確保

【復興庁、総務省、財務省】

「復興・創生期間」が始まって3年目となりますが、町域の96%が帰還困難区域に指定されている双葉町は、他の被災自治体と異なり、平成29年9月に「特定復興再生拠点区域計画」認定を受け、町の復興に向けたスタートラインに立ったばかりです。

町の復興は今まさに本番であり、震災・事故後、速やかに復興に向けて歩み続けてきた他の自治体とは大きく状況が異なります。

双葉町のこのような特殊な現状にご理解をいただき、「復興・創生期間」はもちろん、双葉町への帰還が可能となり、町の復興が図られるまで、復興財源の長期確保をいただきますよう、お願い申し上げます。

また、復興庁は、復興庁設置法第21条の規定により、平成33年3月31日までに廃止することとされておりますが、これから本格的な復興が始まる双葉町には、国からの長期的な支援が必要不可欠です。このため、復興庁廃止後におきましても、国によるワンストップ型の被災地支援体制を確保するよう、お願い申し上げます。

2. 町の方針を最大限踏まえた、避難指示解除に向けた取組みの実施等

【復興庁、内閣府原子力災害対策本部、原子力規制委員会】

双葉町は「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」で掲げた、2020年春頃の「避難指示解除準備区域と双葉駅周辺の一部区域」の避難指示解除、2022年春頃の「特定復興再生拠点区域全域」の避難指示解除という目標に向け、全力で取り組んでおります。

こうした中、町では現在、2020年の先行解除、2022年の本格解除を見据え、帰還に向けた「町の基本的な方針」を整理するべく検討の大詰めを行っております。

国においては、今後の避難指示解除に向けた取組を一層加速化するべく、パトロールや防犯カメラ等の整備などの防犯対策や、代替的な放射線防護措置の確保により、特定復興再生拠点区域に敷かれている、バリケードなどの物理的な防護措置による立入規制を緩和するとともに、町が行う検討等に資するよう、国の責任において特定復興再生拠点区域内の詳細な放射線量測定を行う等、今般の原発事故で最も深刻な被害を受けた町の一つである当町への帰還に向け、全面的な協力をお願い申し上げます。

また、避難指示解除準備区域の面積は、町域のわずか4%にすぎず、この地区のみで生活圏を形成することは困難であることから、2020年春頃の先行解除においては、住民の居住再開は実施せず、2022年春の本格解除において実施することとしています。先行解除された地区の住民と、他の住民との間で、固定資産税や国民健康保険税、医療費の負担等における取扱いに不公平が生じないように、国におけるご配慮に係る検討を宜しくお願い申し上げます。

3. 「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に記載された取組みの実現に向けた支援の充実

【復興庁】

「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に記載された取組みを加速する上では、新たな町の姿に応じた公共公益施設の再配置・再整備に対する支援等、国による特段の支援が必要不可欠です。つきましては、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に記載された取組みの実現に向けた支援の更なる充実について、お願い申し上げます。

4. 帰還困難区域の風評対策の徹底

【復興庁、内閣府原子力災害対策本部、原子力規制委員会】

区域見直しがなされない中、「特定復興再生拠点区域」の認定を受け、除染・インフラ復旧・公共公益施設の整備等が進む中でも、町の大部分の地域には、今後とも中長期的に「帰還困難区域」というレッテルが残ります。

これまでも、実際の線量如何に関わらず、当該区域が「帰還困難区域」であることを理由とする事業者の立入り拒否等の事例が生じており、今後の復興まちづくりの中心となる区域に「帰還困難区域」というレッテルが残ることは、今後の復興事業の実施、町民の帰還、事業の再開等に風評による大きな影響を与え、町の復興に大きな影を落としかねません。

政府方針において、「(避難指示区域の)見直しは行わない」とするとともに、「風評対策などを適切に講ずる」とした国は、今後とも「帰還困難区域」という名称が残ってしまう地域の復興が風評によって遅れることの決してないよう、風評対策に確実かつ継続的に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

また、風評による影響は事前に完全に予測し得るものではなく、国による適切な風評対策が講じられたとしても、今後とも町域のほとんどの区域が帰還困難区域に指定され続けることが、復興事業の実施、企業の立地、町民の帰還、産物の購入その他様々な場面で人々の意志決定に影響を及ぼすことは避けられません。

こうした中、国が定めた「帰還困難区域」という区域設定により町の復興が遅れることの決してないよう、帰還困難区域であることに起因する風評対策に地元自治体として柔軟に対応するための、自由度の高い交付金制度の創設をご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

5. 特定復興再生拠点区域外の荒廃抑制に向けた取組み

【復興庁、内閣府原子力災害対策本部】

特定復興再生拠点区域から町の復興に向けた取組みを進める間にも、「特定復興再生拠点区域外」の荒廃は更に進んでしまいます。

拠点外の区域であっても、長期避難をしている町民の思いを汲み取り、国が主体となって、時間軸を示しつつ、危険家屋の解体、除草・伐木等の町土荒廃抑制対策を実施頂きますよう、お願い申し上げます。

6. 特定復興再生拠点区域の段階的かつ確実な拡大と、帰還困難区域全域の帰還環境整備・避難指示解除に向けた取組みの継続

【復興庁、内閣府原子力災害対策本部】

平成 29 年 9 月、町の復興に向けた第一歩として、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定を頂き、町として、帰還環境の早期整備に向け、計画的かつ段階的に取組みを推進して参りたいと考えております。

一方、特定復興再生拠点の区域は町域の約 1 割に過ぎず、現時点では高線量な区域も含め、双葉町全域の帰還が可能となるまで、町の復興が完全に果たされたとは言えません。復興拠点は、町内全域の復興に向けた足がかりであり、福島復興再生基本方針にご記載の通り、たとえ長い年月を要するとしても、町内全域を居住可能とする必要がありますが、復興拠点以外の地域における除染の時期や方法等の見通しが示されていない現状に、町民は不安を募らせています。

「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意」を改めて示した国は、原子力政策を推進してきた社会的責任も踏まえ、当初認定した区域に捉われることなく、拠点区域を段階的かつ確実に拡大するとともに、帰還困難区域全域の帰還環境整備・避難指示解除に向けた方針を、改めて具体的に示していただきますよう、お願い申し上げます。

Ⅱ. 「まちの復興」各論関係

7. 双葉町の「働く拠点」の整備及び企業立地推進等に向けた取組みへの支援

【復興庁、内閣府原子力災害対策本部、経済産業省】

双葉町では、現在、町の「働く拠点」としての「中野地区復興産業拠点」の整備に向け、全力で取り組んでおります。中野地区復興産業拠点は、町域の96%が帰還困難区域に指定され、今もなお全町避難が続く双葉町の復興の先駆けとなるものであり、その整備を早期かつ確実に推進し、復興を遂げる町の姿を目に見える形で広く発信していく必要があります。

つきましては、中野地区復興産業拠点に関し、特に以下の事項について、特段のご配慮・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

(1) 産業交流センターの整備・運営への支援

中野地区復興産業拠点には、平成28年8月、今般の未曾有の複合災害とそこからの復興の過程を継承・共有するための情報発信拠点として、福島県のアーカイブ拠点施設の整備が決定し、町の賑わい創出に向けて第一歩が踏み出されました。

イノベーション・コースト構想に位置付けられているアーカイブ拠点施設とそれに隣接して町で整備する産業交流センターは、中野地区復興産業拠点に隣接して整備される復興祈念公園とも相まって、双葉町への人の流れを創出し、そこでの人の循環を生む双葉町の復興まちづくりにおける重要な施設ですので、その整備・安定運営に向け、財源の確保を含め、特段のご配慮を頂きますよう、お願い申し上げます。

(2) 民間企業中心の技術者研修拠点等の立地

前述のとおり、中野地区復興産業拠点には、産業拠点としての同地区の核となる施設が引き続き不足しており、その誘致が復興産業拠点の課題です。

この点、中野地区復興産業拠点は、福島第一原子力発電所に最寄りの研究・産業拠点として整備が進められており、廃炉関係の技術者の研修・養成や、原子力関係の研究を行う上では、世界でも類を見ない立地環境であると考えております。

このような状況を踏まえ、双葉町中野地区復興産業拠点が廃炉技術の最前線基地となり、その人材や技術を世界に発信する拠点として発展していくよう、県のイノベーションコースト構想に基づく「技術者研修拠点（廃炉の現場を活用した、廃炉人材や国際原子力人材の育成）」や、その他関係する研究機関等の立地について、特段のご理解・ご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

(3) 企業立地に向けた取組みへの支援

中野地区復興産業拠点は双葉町の復興の先駆けであり、同拠点への企業立地が進むことによって、町に賑わいが生まれ、町の復興を牽引する大きな推進力となるものと期待しております。つきましては、上記の施設に加え、中野地区復興産業拠点到多くの企業の立地が進むよう、特段のご配慮・ご協力をお願い申し上げます。

8. 双葉町の「住む拠点」の早期整備に向けた取組みへの支援

【復興庁、内閣府原子力災害対策本部、国土交通省、環境省】

双葉町では、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」において、JR常磐線・双葉駅を中心とする町内の生活拠点の整備に向け、「JR双葉駅西側・新市街地ゾーン」に新たな住宅地等の整備を早急に進めるとともに、「JR双葉駅東側・まちなか再生ゾーン」において、既成市街地の再生を図ることとしております。

このうち特にJR双葉駅西側地区については、早期の帰還環境整備を実現するため、その整備に速やかに着手し、宅地造成・インフラ復旧と、JR双葉駅周辺における交流拠点の形成に取り組んで参りたいと考えております。双葉町のこのような取組みにご理解をいただき、復興・創生期間はもちろん、その後の期間につきましても、事業の早期推進に向けた取組みと財源の長期確保・特に重点的な除染の実施に特段のご配慮・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

9. 民間による復興まちづくりの担い手組織への支援強化とその長期継続

【復興庁】

双葉町では、中野地区復興産業拠点をはじめ、行政主導の公共事業による復興に係る取組みが動き始めておりますが、一方で、町域の96%が帰還困難区域に指定され、町内での活動に大きな制約がかかる中、復興組合の組成等、町民を中心とする民間の担い手による復興に向けた取組みは、その動き出しが困難な状況が続いております。

こうした中、町では、今後、「JR双葉駅東側・まちなか再生ゾーン」の整備をはじめ、具体的な「まちづくり」を進める上で、まちづくり会社等の民間による復興まちづくりの担い手組織の組成を進め、町民を中心とした民間の担い手による復興に向けた取組みを加速させたいと考えており、現在まちづくり会社の設立に向けた検討・準備を進めています。

つきましては、町の整備・活性化等を目的とした取組みを行う、民間による復興まちづくりの担い手組織に対する税制優遇や財政支援の強化、また、その長期継続を図っていただきますよう、お願い申し上げます。

10. 双葉町内の速やかかつ計画的な解体・除染の実施・廃棄物の処理等

【復興庁、内閣府原子力災害対策本部、環境省】

(1) 町の意向を最大限踏まえた、速やかかつ計画的な解体・除染の実施

双葉町は「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」で掲げた、2020年春頃の「避難指示解除準備区域と双葉駅周辺の一部区域」の避難指示解除、2022年春頃の「特定復興再生拠点区域全域」の避難指示解除という目標に向け、全力で取り組んでおります。

このような取組みに向けては、特定復興再生拠点区域の解体・除染が速やかかつ着実に行われることが必要不可欠です。国においては、地権者の意向を最大限踏まえた対応をするとともに、解体・除染事業者の人員確保の観点からも、必ずしも単年度ごとの事業実施とするのではなく、特定復興再生拠点区域の解体・除染が絶え間なく実施されるよう、強くお願い申し上げます。

なお、その際、避難指示解除等の時期や範囲等を踏まえ、解除後の風評に大きな影響を与えないよう、農地を含めた適切な除染をしていただきますよう、お願い申し上げます。

あわせて、復興を実現する上でカギとなる、①河川、道路等の災害復旧箇所、②上下水道管理設道路、③復旧復興に必要な公共施設につきましては、特定復興再生拠点区域外においても、除染を実施するよう、お願い申し上げます。

(2) 帰還困難区域内のインフラ整備等により発生する廃棄物の処理について

特定復興再生拠点区域内におけるインフラ整備等の復興事業が今後ますます進むこととなりますが、帰還困難区域において発生した廃棄物のうち、一定程度の放射線量があるものについては、引き受け手がほとんどおらず、区域外に持ち出して処理することが極めて困難な状況です。

そこで、帰還困難区域内のインフラ整備等により発生する廃棄物の処理について、国の仮置場用地の活用や、仮設焼却施設の活用等、処理先の確保に向けて国が責任を持ち取り組むよう、お願いいたします。

1 1. 基幹道路の早期整備等

【復興庁、内閣府原子力災害対策本部、国土交通省】

(1) 基幹道路の早期整備、重要物流道路としての指定等

首都圏と東北地方南部の主要都市を結ぶ常磐自動車道は、東北自動車道の代替機能を有し、沿線の物流・人的交流の活性化はもとより、地域の方々の安全安心の確保にも寄与しており、浜通り地域の復旧・復興には欠かすことのできない道路です。

常磐自動車道に関しては、付加車線の追加整備を順次行って頂いているとともに、いわき中央 I C～広野 I C間及び山元 I C～岩沼 I C間については、平成 3 2 年度までに 4 車線化を概ね完成させる計画となっておりますが、今後、中間貯蔵施設への運搬車両や、復興事業関係の工事車両の通行量のますますの増加が見込まれる中での高速自動車道路の円滑な通行や企業立地の促進と雇用の拡大、交流人口の増加等が図られるよう、広野 I C～山元 I C間も含めた全線 4 車線化に早期に取り組んで頂きますよう、お願い申し上げます。

また、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定により、ようやく復興に向けて本格的に歩み始めた当町にとって、道路ネットワークの充実・強化は極めて重要であると考えておりますので、今般、道路法の一部改正により新たに制定された「重要物流道路」については、本町にとって最も重要な路線である、常磐自動車道、一般国道 6 号などの基幹道路を指定し、平常時・災害時に問わず安定的な輸送を確保できるよう、指定された道路の機能強化や整備に重点支援を講じて頂きますよう、併せてお願い申し上げます。

(2) 復興関係道路財源の確保等

復興のための町道等の整備については、福島再生加速化交付金（帰還環境

整備)のメニューとして、一団地の復興再生市街地形成施設の区画内道路として整備する場合や、そのような面的整備事業と一体的に整備すべきアクセス道路として整備する場合の財政措置はなされておりますが、新たな町の姿に応じた道路網の再整備を行う直接的なメニューがありません。

また、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定により、ようやく復興に向けて本格的に歩み始めた当町ですが、社会資本整備一般に対する交付金である「社会資本整備総合交付金」についても、震災・事故後、復興枠が設定されておりますが、すでにこれから新規事業を採択することは困難であるとの指摘を受けております。

今般の震災・事故で最も深刻な被害を受けた自治体の一つであり、ようやく復興へと歩み始めた当町が取り残されることの決してないよう、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に記載された取組みを推進する上で必要となる道路の整備等を行うため、弾力的な制度運用を図るとともに、必要な財政措置を早期に講じるよう、お願い申し上げます。

(3) 既存道路の利便性向上等

さらには、浜通りの復興支援・地域振興、町内復興拠点への企業立地や帰還する町民の利便促進、緊急時の避難道路としての利用等のため、輸送量が増加し渋滞が頻発している一般国道6号について、震災前に着手していた寺内前交差点以北の付加車線・歩道の設置工事を再開するとともに、その全線4車線化を図り、また、一般国道288号の拡幅整備を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

1 2. 営農再開に向けた取組みへの支援等

【復興庁、内閣府原子力災害対策本部、農林水産省】

双葉町の農林水産業においては、農地の浸水やため池の決壊等、農地及び農業用施設への被害が甚大であり、営農再開に向けては、ハード面の整備が一つの大きな課題となっております。つきましては、帰還困難区域内の水路、ため池、堰等の農業用施設について、その復旧に必要な予算を確保することはもちろん、国が主体的に復旧に取り組んで頂きますよう、お願い申し上げます。

また、当面、食用作物の栽培が困難な農地については、国が主体となって、企業・大学・県等とも連携しながら、当面の間、放射性物質の影響を比較的受けにくい、資源用作物の栽培、植物工場の整備、再生可能エネルギーを活用した大規模施設園芸の導入を行う等、その販路の確保等も含め、その活用方策についての実用可能性調査を行う等、国による積極的な取組みをお願い申し上げます。

Ⅲ. 「ひとの復興」各論関係

13. 町民の被害実態に即した賠償の実施と生活再建支援等

【復興庁、文部科学省、経済産業省】

双葉町は、町域の96%が帰還困難区域に指定される中、なお線量が高いところがあり、今後とも避難指示が出されている状態が相当期間続く見込みです。

町では、これまでも、このような他の被災地域と比べたときの双葉町の特殊な事情について十分ご理解いただき、被災地域について一律の対応とするのではなく、双葉町の被害実態に即した賠償を実施していただくよう、求め続けております。この点について結論を出し、地元自治体はもちろん、被災した住民に対し、国としてしっかりと説明をしていただきますよう、お願い申し上げます。

あわせて、今後とも長期避難が続くことが見込まれる双葉町民への生活再建支援の引き続きの充実を図っていただきますよう、お願い申し上げます。

1 4. 避難者に対する高速道路の無料措置の延長について

【復興庁、国土交通省】

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から7年8か月が経過いたしました。いまなお約7千人の双葉町民は、全国各地で不自由な避難生活を強いられております。

こうした中、高速道路の無料措置は、町への円滑な一時帰宅、町民同士の再会・交流機会の確保、離散して避難生活を続ける家族間の再会機会の確保など、多くの町民がその恩恵にあずかっており、その延長を町民からも強く要望されております。

将来の町の復興を成し遂げていくためにも、全国に分散した町民のきずなを維持させ、町への思いを持ち続けてもらうことが重要な課題です。そのため、原発事故からの避難者支援のための高速道路無料措置につきましては、双葉町への帰還が可能となり、以前の生活ができるようになるまで、現行どおり延長されますよう、お願い申し上げます。

15. 町民が安心できる医療・福祉施策の支援継続・充実について

【復興庁、厚生労働省】

先の見通せない慣れない地での不自由な生活により、高齢者を中心に町民から健康の不安を訴える声が数多く寄せられる中、現在の医療費一部負担金等免除は、健康等に不安を感じる町民の大きな安心となっております。

町域の96%が帰還困難区域に指定される中、すでに避難指示の解除が開始されている周辺市町村とは異なり、双葉町では、今後とも避難を強いられた状態が相当期間続く見込みです。

こうした中、医療費の一部負担金、国民健康保険税、後期高齢者医療等医療保険料、国民年金保険料、介護保険サービス利用料及び保険料並びに障害福祉サービス利用負担金の減免、免除につきましては、双葉町への帰還が可能となり、以前の生活ができるようになるまで、引き続き延長されますよう、お願い申し上げます。その際、医療費の一部負担金の免除措置がすでに終了している一部の健康保険組合についても、町民間の不公平が生じることのないよう、適切なご指導をお願い申し上げます。

また、双葉町民が、避難先自治体において必要な医療・介護サービスを受けられるよう、具体的な人的支援を講じるとともに、避難者の受け入れ先となっている自治体へ財政措置を講じ、必要な施設整備やサービスの確保を図るよう、お願い申し上げます。

16. 町商工事業者の事業再開に係る支援等

【復興庁、経済産業省】

町内商工事業者の避難先での事業再開が、郡内の他の避難市町村と比べて進んでいない状況にあることから、現在、福島県相双復興官民合同チームによる訪問が行われております。その結果を踏まえ、町内事業者の事業再開に向けてきめ細かな支援策を引き続き講じていただくよう、お願い申し上げます。

また、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等による事業再開に向けての支援事業について、県内外を問わず、再開を希望する事業者が容易に支援を受けられるよう、被災事業者の様々な実情を踏まえ、個人事業者が支援を受けやすい条件づくりなども含め、柔軟できめ細かい制度運用を図るよう、お願い申し上げます。

特に、県内への帰還の意欲はあるものの、帰還の見通しがはっきりしない中、やむを得ず県外で事業再開をしている事業者への県を越えた支援について、新設・規模拡大・雇用確保を含め、行っていただきますよう、お願い申し上げます。

17. 住宅用地に対する固定資産税の特例の適用

【復興庁、総務省】

東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地（被災住宅用地）については、平成24年度分から平成33年度分まで当該敷地を住宅用地とみなし、住宅用地に対する課税標準の特例が適用されております(地方税法附則第56条第1項)が、当町は町域の96%が帰還困難区域に指定されており、平成29年9月における「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定後、ようやく住宅の除染・解体が始まったばかりです。

当町は、いまだ避難指示解除がなされた区域はなく、現時点において住宅用地としての使用を開始できる状態にはありませんので、避難指示区域において、当該被災住宅用地に係る特例措置を適用する制度整備をお願い申し上げます。

IV. その他関係

18. 福島第一原子力発電所の安全かつ着実な廃炉の推進

【復興庁、経済産業省】

福島第一原子力発電所の事故は収束していないという認識の下、双葉町民をはじめとする周辺住民が安心して暮らせるよう、国が前面に立ち、中長期ロードマップを踏まえながら、安全かつ着実な廃炉の実施に引き続き取り組んでいただくとともに、福島の復興・再生、そして住民の帰還が着実に進む中、将来に向け福島県に更なる負担を強いることのないよう、燃料デブリについては、安全かつ確実に取り出した上で、使用済燃料等のその他の放射性廃棄物とともに、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外において適切に処分するよう、お願い申し上げます。

19. 中間貯蔵施設に係る対応

【復興庁、環境省、総務省】

(1) 地権者に寄り添った丁寧な対応

中間貯蔵施設の整備に当たっては、地権者の理解を得ることが何よりも重要であり、一人ひとりを丁寧かつ確実に訪ねて説明を行うことはもちろん、物件調査等の進捗状況の連絡や、生活再建に係る相談など、地権者に寄り添った対応を行っていただきますとともに、その着実な実施のため、体制強化のために拡充した人員の有効活用を図っていただきますよう、お願い申し上げます。

また、地権者一人ひとりの声を真摯に受け止め、地権者から決断をする上での懸念の声があるようであれば、税制特例の措置拡充等を含め、ご対応いただきますよう、お願い申し上げます。

(2) 最終処分地の選定等

また、中間貯蔵施設への試験搬入開始後30年以内の県外での最終処分に向けて、試験輸送が始まって既に3年8ヶ月が過ぎてしまったことにも鑑み、処分地の選定に早期に取り組んでいただくとともに、当初の施設配置計画の早期整備の実施による施設内保管場（ストックヤード）の早期解消を図るよう、お願い申し上げます。

(3) 輸送及び施設の安全性の確保

県内各市町村から中間貯蔵施設への除染土壌等の輸送量は増加傾向にあり、町内において交通渋滞が発生している状況です。安全を確保した上での施設の整備及び運転はもとより、輸送の実施に当たっては、事故防止策の徹底に加え、仮に事故が発生した場合の迂回路の確保、さらには一時帰宅者等への配慮や使用する町道等の補修等を行うとともに、輸送の安全性を定期的に検証し、必要な道路交通対策や環境対策を行い、以後の輸送の安全確保と着実な実施に万全を期していただきますよう、お願い申し上げます。

特に国道288号線については、中間貯蔵施設環境安全委員会において指摘されているとおり、道路管理者との協議の下、必要な対策を早期に講じてくださるようお願い申し上げます。

(4) 安全性のPR

中間貯蔵施設と、町が「働く拠点」と位置付ける中野地区復興産業拠点は互いに隣接しておりますが、中間貯蔵施設への不安を持たれる事業者も存在することから、風評払しょくのため、境界部にモニタリングポストをくまなく設置するなど、放射線量を「見える化」していただくなど、中間貯蔵施設の安全性をわかりやすく伝える取組みとともに、緑地帯の整備等を実施していただきますよう、お願い申し上げます。

(5) 中間貯蔵施設の国有化に伴う自治体の減収補てん措置の制度化

双葉町は、平成27年1月、原発被災12市町村はもちろん、福島県、ひいては我が国の復興のため、町域の1割に当たる約500haの中間貯蔵施設建設を受け入れるという苦渋の決断を致しました。現在は、地権者の理解も徐々に進み、平成30年10月末現在、町有地を除く約80.9%まで契約が進捗しております。

町域の96%の帰還困難区域を抱え、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定によりようやく復興のスタートラインに立った当町では、今後の帰還へ向けての基盤・環境整備を行っていくためにも、今後の財源確保が不可欠ですが、一方で、地方税法第348条第1項の規定により、国又は地方公共団体に対しては固定資産税を課することができないとされており、中間貯蔵施設の受入れにより、これまで課税客体となっていた固定資産が国有資産となることによって、今後は、町税収入が大幅に減少することが見込まれます。

このような状況等を踏まえ、空港、国有林、発電所等の大規模な国有資産等が存する地方公共団体に対し、固定資産税に準ずるものとして補填措置を行う「国有資産等所在市町村交付金」の対象に「中間貯蔵施設（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第2条第4項に規定する中間貯蔵を行うための施設）」を追加する等、固定資産税の減収について特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

20. 町有財産（土地・建物）に対する実態に見合った損害賠償の迅速・確実な実施

【復興庁、経済産業省】

町は、平成24年3月8日、東京電力に対し、町有財産（土地・建物）に係る損害賠償請求書を提出致しました。このことについては、現在、平成29年9月に開催された原子力損害賠償紛争審査会で「地方公共団体における不動産の賠償について」が出されましたが、提出した請求内容等と大きな差が生じております。

このままでは、中間貯蔵施設予定地内の町有地の扱いを含め、復興に係る取組みを進める上で、町有財産の賠償問題が大きな障害となることも懸念されます。双葉町、ひいては福島県の復興加速化を図るためにも、町有財産（土地・建物）に対する損害賠償を、実態に見合った形で行うよう、お願い申し上げます。

2 1. 復興に向けた人的支援等について

【復興庁、総務省、経済産業省】

双葉町には、被災前は存在しなかった業務で多忙な職員を支援するため、国や全国の地方自治体等から、様々な形で人的支援をいただいております、感謝申し上げます。

しかしながら、町域の96%が帰還困難区域に指定されている当町の復興は、「中野地区復興産業拠点」を起点に具体的な復興事業に着手していくまさにここからが本番であり、被災者の生活支援と大規模な復興事業に同時に対応していくためには、更なるマンパワーが必要不可欠です。

また、双葉町の復興に向けた取組みは、今後とも長期的なものになることが避けられません。こうした中、被災者の生活支援と復興事業に対応すると同時に、復興まちづくりやその関係事業に知見のある町の人材の育成を進めることが急務であると考えております。

このため、保健師や土木・建築技術者などの専門的知識を有する人材や、復興まちづくり全般に知見のある人材を中心に、今後とも、人的支援を継続していただきますとともに、即戦力となる人材の派遣と町職員の人材育成を兼ね、国の関係部局との人事交流を進める等、町政の長期的な発展に向けたご助力をいただきますよう、お願い申し上げます。

その他の重点要望

以下に掲げる事項についても、町民の生活再建及び町の復興を図る上で重要な事項ですので、これらにつきましても特段のご配慮をいただきますよう、お願い申し上げます。

○ 双葉町の社会福祉法人への支援について【復興庁、厚生労働省】

双葉町の社会福祉法人の事業再開に伴う介護職員等の確保及び受入自治体の福祉施設における人材確保について、具体的な支援措置を講じていただきますよう、お願い申し上げます。

また、双葉町社会福祉協議会は、高齢者世帯を中心に町民の訪問ケアを実施し、安否確認、高齢者に対する相談支援を行っておりますが、これらの業務を行う上では、社会福祉協議会の生活支援相談員がその役割を大きく担っております。本事業に係る支援制度としての被災者支援総合交付金及び被災者見守り・相談支援事業について、双葉町への帰還が可能となり、帰還した高齢者の生活が軌道に乗るまでの間、十分な予算を確保していただきますよう、お願い申し上げます。

さらに、いわき市勿来酒井地区に整備された福島県営の復興公営住宅には、高齢者福祉施設が併設されており、その運営は双葉町社会福祉協議会に委託されておりますが、当該施設の当面の運営費について補助をいただきますよう、お願い申し上げます。

○ 避難者受入自治体に対する支援措置の継続について

【復興庁、総務省】

現在、避難者を受け入れている自治体については、地方交付税が措置されております。避難されている方が避難先において安心して暮らすことができるよう、交付を継続するとともに、受入自治体の住民に対して同制度に係る情報を発信し、理解を深めてもらうよう、お願い申し上げます。

○ 復興公営住宅等を巡る復興支援バスへの補助制度の創設について

【復興庁、国土交通省】

市街地から離れたところに立地している仮設住宅と市街地を結ぶ、仮設住宅の避難者の生活の足として運行されている「復興支援バス」については、特定被災地域公共交通等調査事業による補助をいただいておりますが、現在の制度では、「応急仮設住宅」を発着することが交付の条件とされており、バスが「復興公営住宅」「災害公営住宅」等のみを巡る場合は、補助対象となっておりません。

復興公営住宅勿来酒井団地の入居が始まったことにより、今後は、これら恒久住宅への町民の入居が進み、仮設住宅は無くなっていくことが見込まれます。しかしながら、このような恒久住宅への入居は、双葉町民を含む原発事故による避難者にとって、必ずしも最終的な移住を意味するものではなく、町への帰還の見通しが立たない中、恒久住宅での新たな仮暮らしを始めるという性格が強くあります。

このような、宮城・岩手と比べたときの福島の特殊な事情についてご理解いただき、原発事故による避難者の生活の足を確保するため、「応急仮設住宅」を巡ることを条件としない、「復興公営住宅」「災害公営住宅」等に展開する「復興支援バス」等に対する補助制度を将来的に設けていただきますよう、お願い申し上げます。

○ ICTきずな支援システムの継続

【復興庁】

全国各地での長期的な避難生活が続く中、町から町民に対し、円滑かつ充実した情報提供を行うとともに、町のきずな・コミュニティを維持・発展させていく上で、「福島県原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」による、タブレット端末を活用した「ICTきずな支援システム」が大きな役割を果たしております。

避難者の中には高齢な方も多く、町として複数の講習会を実施し、3年かけてようやく

タブレット端末の使用が浸透してきた中、「ICTきずな支援システム」が双葉町民のきずなの拠り所となっている現状を踏まえ、本事業については、来年度以降も引き続き、現行どおり続けていただきますよう、お願い申し上げます。

○ 原子力損害賠償に対する相続税等の減免措置

【復興庁、経済産業省、財務省】

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により全町避難を強いられてから7年以上が経過しておりますが、町域の96%が帰還困難区域に指定されている中、双葉町への帰還に向けた取組みは、今後とも続くことが見込まれます。こうした中、家長である町民の高齢化が進んでおり、また、相続人となる子等の生活環境も一変していることから、双葉町へ帰還するための資産を子孫に引き継ぐとともに、被災者の生活再建を支援するため、賠償金等に関する相続税・贈与税を軽減する等、税制上の特例措置を検討していただきますよう、お願い申し上げます。

○ 被災者生活再建支援金の申請期間の延長について

【復興庁、内閣府防災担当】

地震・津波により住家に被害があった方に対する被災者生活再建支援金の申請期間は、現在平成31年4月10日までとされております。しかしながら、当町は、町域の大部分が帰還困難区域であり、住家の被害調査にようやく着手したばかりです。このような現状に鑑み、被災者生活再建支援金の申請期間について、被害調査が完了し家屋解体が完了するまで、今後とも申請受付期間を延長いただきますよう、お願い申し上げます。

○ 避難先における子どもたちへの教育支援の継続について

【復興庁、文部科学省】

双葉町では平成26年4月1日に町立幼稚園・小・中学校をいわき市にて再開致しまし

た。再開した学校では、少人数教育の実践による教育の充実を図っており、今後とも引き続き教育充実を図るため、教員の加配、必要な財源や人員の確保等に必要な措置を、引き続き講じていただきますよう、お願い申し上げます。

また、全国各地に避難し、避難先で不自由な学校生活を送っている子どもたちを支援するため、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」について、平成31年度以降も引き続き措置していただきますよう、お願い申し上げます。

○上下水道の早期復旧に向けた支援

【復興庁、厚生労働省、国土交通省】

双葉町内の上水道は、双葉地方水道企業団により整備・運営がなされてきました。当町の水道施設は、東日本大震災により広範囲にわたり甚大な被害を受けております。水道施設は、町内復興拠点の整備はもとより、住民帰還の前提として不可欠なものですので、下水道を含め、早期復旧が進むよう、支援制度の充実等、国においても特段のご配慮をいただきますよう、お願い申し上げます。

○ 災害廃棄物処理について

【復興庁、環境省】

双葉町の避難指示解除準備区域からの災害廃棄物及び片付けごみについては、仮置場が確保され、回収作業や分別作業が行われているものの、減容化処理が進んでいない状況にあることから、減容化の早期実施をお願い申し上げます。

○特定復興再生拠点区域外の家屋解体について

【復興庁、環境省】

帰還困難区域の復興を効率的に進めるうえで特定復興再生拠点区域認定制度が運用されておりますが、同区域内外の住民間に不公平感を生じさせないようにするために、更に

何らかの措置が必要であると考えます。

特に住民が生活再建を進める上では、被災家屋をどのようにするか判断が重要となります。特定復興再生拠点区域においては、一定の基準のもと、環境省により家屋の解体事業が実施されておりますが、同区域外においては同様の事業スキームがありません。

つきましては、特定復興再生拠点区域外においても、解体事業を実施くださるようお願いいたします。

○森林及び農業用ダム・ため池の放射性物質対策について

【復興庁、農林水産省、環境省】

生活環境の安全・安心の確保のためには、居住地に隣接する森林における除染対象範囲を拡大することが必要です。また、将来の営農再開に向けては、川の上流に当たる森林の除染が不可欠です。そのため、森林における除染対象範囲を拡大するとともに、森林内の放射性物質の動態変化に応じた効果的かつ効率的な除染方法や放射性物質の拡散防止のための技術を確立していただきますよう、お願い申し上げます。

また、農業用ダム・ため池や上流域に位置する森林にも放射性物質が蓄積されていることから、営農再開を見据え、下流への放射性物質の拡散や周辺環境への影響を防止するため、早期に国が主体となり除染を行うよう、お願い申し上げます。

○帰還困難区域内の森林の整備・管理について

【復興庁、林野庁】

双葉町内の林道や治山施設の多くは帰還困難区域内にあり、震災・事故から7年以上が経過する今なお被災状況確認が出来ておりませんが、松くい虫被害により、町内の森林の荒廃が進み、町内主要道路に隣接している森林内でも、多くの枯損木が見受けられるようになりました。

一方で、平成29年4月に双葉・浪江にまたがるエリアで発生した広域的な山林火災等

は、今後も起こりうる事象であり、帰還困難区域内の森林の整備・管理は喫緊の課題です。

町で技術者を確保することも当面厳しい状況にあることから、当面の間、国が主体となり、帰還困難区域内の森林の整備・管理を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

○ 野生鳥獣の捕獲について

【復興庁、環境省】

環境省が実施している野生鳥獣の捕獲については、イノシシ・ハクビシン・アライグマ等による住宅等への被害が深刻化していることから、来年度以降も捕獲を継続し、年間を通じて実施していただきますよう、お願い申し上げます。

また、サルの群れが市街地の付近でも確認され、今後の帰還の妨げになる恐れがあることから、イノシシ等と同様にサルの捕獲も実施していただきますよう、お願い申し上げます。

町の有害対象狩猟鳥獣捕獲隊は、避難による隊員の分散と、隊員の高齢化、それに伴う後継者の確保が厳しい状況にありますので、引き続き国による捕獲を継続していただきますよう、お願い申し上げます。

○ 可搬型モニタリングポストの維持管理について

【復興庁、原子力規制委員会】

町民の帰還の促進や人の流れの創出にあたって、放射線量の可視化を図り、正確な理解を促すことが大変重要ですが、町内に設置された可搬型モニタリングポストについて、調整中のまま運用の再開に数か月ほど時間を要しているものがあります。放射線量に係る適切な情報提供のため、適切な維持管理をお願いいたします。



(本件事務取扱)

双葉町役場いわき事務所 復興推進課 主幹 田中

電話：0246-84-5200

住所：(いわき事務所) 福島県いわき市東田町2丁目19-4

(本庁舎) 福島県双葉郡双葉町大字新山前沖28